

デイサービス宝南運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆたか福祉会が開設するデイサービス宝南（以下「事業所」という。）が行う通所介護、予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 予防専門型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス宝南
- (2) 所在地 名古屋市南区元塩町3丁目1番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

- ア 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

- イ 介護職員 3名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

- ウ 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

- エ 看護職員 2名以上

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:30～17:15とする。
- (3) サービス提供時間

10:00～16:10とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

25名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次の通りとし、事業を提供とした場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、事業が法定代理受領サービスである時は、その負担割合証に示された割合の額とする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

- (1) 日常生活上の世話
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) 相談

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。予防専門型通所サービスの事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満50円
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上100円
- 3 通所介護、予防専門型通所サービスの食費は、昼食代500円を徴収する。
- 4 おむつ代は120円、パット代30円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、南区および周辺の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者(防火管理についての責任者を含む。)を定め、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆたか福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年7月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年5月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

デイサービス宝南運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ゆたか福祉会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービス宝南（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、共生型生活介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- 2 事業所は、共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して、一定期間にわたり身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5 事業所は、名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月25日名古屋市条例第80号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス宝南
- (2) 所在地 名古屋市南区元塩町3丁目1番地の1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、サービス管理責任者と兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名以上
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
 - ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (3) 看護職員 2名以上
看護職員は、医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、身体機能の減退を防止するための機能訓練の指導を行う。

(5) 生活支援員（生活相談員および介護職員） 3名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(6) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務処理を行う。

(7) 調理員 2名以上

調理員は、調理業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前10時から午後4時10分までとする。

（事業所の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、25名とする。

2 事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。

（主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象の障害の種類は、特定しないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、南区および周辺の区域とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 事業所は、支給決定を受けた障害者がサービスの利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をする。

（契約支給量の報告等）

第10条 事業所は、サービスを提供するときは、サービスの内容、利用者に提供することを契約したサービスの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載する。

2 前項の契約支給量の総量は、その利用者の支給量を超えないものとする。

3 事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第11条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

（連絡調整に対する協力）

第12条 事業所は、サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力する。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

(受給資格の確認)

第14条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認する。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 事業所は、当事業所が行う指定障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(サービスの提供の記録)

第17条 事業所は、サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録する。

2 事業所は、前項の規定による記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受ける。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)及び共生型自立訓練(生活訓練)の取扱方針)

第20条 事業所は、個別支援計画(第25条第10項に規定する個別支援計画に相当する計画を含む。以下同じ。)に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

2 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(共生型生活介護の内容)

第21条 事業所が提供する共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護

- (5) 創作的活動（手作業、レクリエーション等）
- (6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (7) 生活相談
- (8) 健康管理
- (9) 送迎サービス
- (10) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

（共生型自立訓練（機能訓練）の内容）

第 22 条 事業所が提供する共生型自立訓練（機能訓練）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 身体機能のリハビリテーション及びコミュニケーションや家事等の訓練
- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (8) 地域生活への移行のための支援
- (9) 送迎サービス
- (10) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

（共生型自立訓練（生活訓練）の内容）

第 23 条 事業所が提供する共生型自立訓練（生活訓練）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 家事等日常生活能力を向上させるために必要な訓練
- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (10) 地域生活への移行のための支援
- (11) 送迎サービス
- (12) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

（個別支援計画の作成等）

第 24 条 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。

- 2 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
- 4 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。

- 5 サービス管理責任者は、第3項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付する。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 9 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する個別支援計画の変更について準用する。
- 10 本条の規定は、サービス管理責任者が配置されていない場合は、個別支援計画に相当する計画を作成するよう努めるものとする。

（介護）

- 第25条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 事業所（共生型生活介護を提供する場合に限る。以下本条において同じ。）は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 3 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
 - 4 事業所は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行う。
 - 5 事業所は、常時1人以上の従業者を介護に従事させる。
 - 6 事業所は、利用者に対して、その利用者の負担により、当事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

（訓練）

- 第26条 事業所（共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型自立訓練（生活訓練）を提供する場合に限る。以下本条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行う。
- 2 事業所は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行う。
 - 3 事業所は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させる。
 - 4 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

（地域生活への移行のための支援）

- 第27条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行う。
- 2 事業所は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行う。

（食事）

- 第28条 事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得る。
- 2 事業所は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行う。
 - 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行う。
 - 4 事業所は、食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内

容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努める。

(相談及び援助)

第 29 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(健康管理)

第 30 条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。

(利用者負担額等の受領)

第 31 条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る共生型障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受ける。

(1) 食事の提供に要する費用 1食 500円

ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として1食200円とする。

(2) 日用品費等その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 事業所は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

5 事業所は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(利用者負担額に係る管理)

第 32 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第 33 条 事業所は、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知する。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 34 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(2) 指定した場所以外での火気を用いないこと。

(3) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 35 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付し

てその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第36条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第37条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第38条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第39条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 4 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(衛生管理等)

第40条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関)

第41条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。
協力医療機関名：南医療生活協同組合 たから診療所

(掲 示)

第 42 条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身 体 拘 束 等 の 禁 止)

第 43 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘 密 保 持 等)

第 44 条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(情 報 の 提 供 等)

第 45 条 事業所は、共生型障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとししない。

(利 益 供 与 等 の 禁 止)

第 46 条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦 情 解 決)

第 47 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関し、名古屋市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、名古屋市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を名古屋市に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行

う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(勤務体制の確保等)

第48条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておく。

2 事業所は、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、当事業所の従業員によってサービスを提供する。

3 事業所は、従業員の資質の向上のために、研修（利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を含む。）の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年3回

(職場におけるハラスメントの防止)

第49条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第50条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(会計の区分)

第51条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、共生型障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第52条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第53条 事業所は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

平成31年4月1日改定

令和1年8月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和5年10月1日改定

デイサービス宝南 事業重要事項説明書

厚生労働省令第37号第8条に基づき、利用者に説明を行うべき重要事項については以下の通りです。

1、事業者

事業者名称 社会福祉法人 ゆたか福祉会
法人所在地 名古屋市南区泉楽通4丁目5-3
代表者氏名 後藤 強
電話番号 (052) 698-7356 FAX 番号 (052) 698-7358

2、ご利用施設

利用施設名 デイサービス宝南
所在地 名古屋市南区元塩町3-1-1
管理者名 阿部 直美
電話番号 (052) 618-0205 FAX 番号 (052) 618-0206

3、ご利用施設で実施する事業

事業の種類	事業者番号	指定年月日
通所介護サービス	2371201514	令和4年4月1日
予防専門型通所サービス	2371201514	令和4年4月1日
共生型生活介護サービス	2318101074	平成31年3月1日
共生型自立訓練サービス	2318101074	平成31年3月1日

4、事業の目的と運営方針

事業の目的 この事業は、介護保険により要介護と認定された方等に、食事・送迎入浴・機能訓練等のサービスを行います。また、御家族に対して介護や支援に関する方法や相談などの援助をおこないます。

施設運営方針 利用される方お一人おひとりの経験や人格を尊重し、自立への援助を通して、社会性や身体的機能の維持を図ることの出来る介護サービスを提供します。

5、施設の概要（通所介護施設）

建物の構造 鉄骨鉄筋4階建の1・2階部分

利用定員 25名

設備面 ・食堂 67.63㎡ ・日常生活訓練室 48.55㎡
・相談室 10.51㎡ ・一般入浴室 28.52㎡ (特殊浴含む)
・厨房 26.75㎡ ・トイレ7カ所 (身体障害者用トイレ、洋式トイレ)

6、職員体制

職員の種類	人数	資格
管理者	1名 常勤職員	社会福祉士（サービス管理責任者と兼務）
生活相談員	2名以上 常勤職員	介護福祉士、実務者研修(介護職と兼務)

介護職員	3名以上 常勤職員 および非常勤職員	介護福祉士、実務者研修(生活相談員と兼務) 介護福祉士、無資格
機能訓練指導員	1名 常勤職員	理学療法士(機能訓練指導員と兼務)
機能訓練指導員	1名以上 非常勤職員	看護師(看護師と兼務)
看護職員	2名以上 非常勤職員	看護師(機能訓練指導員と兼務)
調理員	若干名 非常勤職員	

7、職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	午前 8 時 30 分 — 午後 5 時 15 分
生活相談員	午前 8 時 30 分 — 午後 5 時 15 分
介護職員	午前 8 時 30 分 — 午後 5 時 15 分
看護職員	午前 9 時 30 分 — 午後 4 時 45 分
調理員	午前 9 時 00 分 — 午後 4 時 00 分

8、通所介護サービスの概要

(1) 法定給付サービス

サービス種類	
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて、一般浴またはリハビリ浴(個人浴)サービスを提供します。 ※タオルはご持参ください。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 調理師による献立を作成し、栄養と利用者の身体状況に配慮したバランスに富んだ食事を計画的に提供します。 食事時間は、原則として 12:00~1:00 です。 午後 3 時頃に飲み物と、おやつを提供します。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の希望により、自宅から当施設まで専用車等で送迎を行います。但し、利用者の自宅が当施設の定める事業実施区域外である場合には、原則として利用者または家族で行っていただくか、別途規定の料金をいただきます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄意所を行うとともに、排泄の自についても適切な介助を行います。 おむつを使用する方に対しては適切な回数の交換を行います。使用するオムツ並びにパット等については持参してください。
着替え整容等	<ul style="list-style-type: none"> 入浴の際など着替えの援助が必要な場合は、適切な援助を行います。入浴後には適時髭剃り(電動式)やつめ切り等の整容を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員(看護師資格)により、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 また、生活リハビリの視点から、各種レクリエーションを通じて身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理と緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員が入浴前に血圧、体温、脈のチェックを行い、健康状態をチェックします。 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、病院への搬送、救急車の手配等を行います。

相談及び援助	・当施設は利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持ってこれに応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
薬等の管理	・入浴時に必要な軟膏やシップ、昼に飲用する薬をご持参下さい。当施設で管理いたします。

(2) 法定給付外サービス

- 食事費の提供 ・施設で提供させていただく給食については、食事費を申し受けます。一食につき 500 円です。 飲み物、おやつを含みます。
- サービス提供地域をこえて行う場合の送迎の費用は実費でいただきます。
 - ①事業所から片道5キロメートル未満 50円
 - ②事業所から片道5キロメートル以上 100円
 ※サービス提供地域とは 名古屋市南区および周辺の区域
- その他必要な給付外サービスについては、利用者および家族の同意を得て実施し、必要な費用を徴収します。

9、利用料

(1) 法定給付サービス

区分	
法定代理受領の場合	厚生労働省告示に基づいて算定した通所介護にかかる介護報酬の1割又は2割とします。但し、各種加算を含めた金額の1割又は2割となります。1円未満の端数は切り捨て。
法定代理受領でない場合	厚生省告示に基づいて算定した通所介護にかかる介護報酬額。但し、各種加算を含めた金額となります。1円未満の端数は切り捨て。

(2) 法定給付外サービス

- 食事の提供 一食 500 円
- 自費利用（要支援、事業対象者、非該当）される場合は利用料として 2000 円頂きます。
- デイサービスのおむつ及びパットを使用した場合は実費で頂きます。
- おむつ 120 円 ○パット 30 円 ○連絡袋 100 円 ○連絡帳 100 円
- 軽食代 50 円 ○保護テープ 100 円 ○その他（外出等費用）実費
- 緊急搬送時の職員同行時のタクシー代 実費
- キャンセル料 ご利用日の当日午前 8 時 30 分 までにご連絡がなかった場合にはキャンセル料を頂きます。 1 回につき 300 円

10、苦情申し立て先

- 当施設の利用者相談窓口 （利用時間 毎日午前 8 : 30～午後 5 : 15）
 - ・担当者 阿部直美 永井規照 成田貴昭
 - ・利用方法 担当者まで直接または電話でご相談下さい
 ※ 匿名を希望される方は、上記担当者に、封書等でお寄せください。
- ゆたか福祉会法人本部
 - ・苦情受付担当者 宇川 賢彦（法人本部事務長）
 - ・苦情解決統括責任者 後藤 強（法人理事長）
- 第三者委員 （法人関係以外の弁護士、学者の方に依頼）

第三者委員苦情受付窓口 名古屋南部法律事務所
 名古屋市熱田区新尾頭1丁目6番9号 金山大和ビル2階

第三者委員 平松 清志（高畑アクセス法律事務所） 052-362-3731
 岡本 晴美（名古屋南部法律事務所平針事務所）
 052-804-1251

山本 雅章（調布市社会福祉事業団） 042-442-9552

11、非常災害対策

非常災害対策	別途定める「デイサービス宝南消防計画」により、日頃から防火教育、避難訓練などに取り組むとともに、災害発生時には防火管理者の指示の下、迅速かつ適切に対応をはかります。
近隣との協力関係	町内会と協力し、非常時の相互の応援を図るよう努めます。
平常時の訓練等	別途定める「デイサービス宝南防災計画」により、年2回、利用者の方も参加して避難訓練を行います。
防災設備の概要	避難口2箇所、非常通報装置有り、火災報知器有り、
消防計画等	消防署への届出日 令和5年5月1日 防火管理者 (阿部 直美)

12、当施設ご利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間 9時00分から10時00頃の間で行います。
利用者の状況で送迎の時間は変わりますのでご了承下さい。
- ② 体調不良等によるサービスの変更・中止は、当日8時30分までにご連絡下さい。
営業時間以外は留守番電話にメッセージをお入れ下さい。
- ③ 時間変更 気象状況等により中止もしくは変更する場合がございます。
- ④ 喫煙 喫煙については、決められた場所で行ってください。
- ⑤ 外出 一旦施設に来所いただいた場合、ご自分で外出されるのはご遠慮ください。
尚、どうしても外出が必要な場合には、施設の責任者に事前に届出をし、了解をとるようにしてください。
- ⑥ 施設内共用・施設の使用
多くの利用者の方が共用されるものですので、きれいに利用されるよう心掛けてください。不注意な使用により破損が生じた場合には、損害を賠償していただく場合もあります。
- ⑦ 伝染性疾患等の情報提供
利用者がほかに感染の恐れのある病気に罹患した場合には、速やかにその旨を施設までご連絡ねがいます。
私は、本書面によりデイサービス宝南の職員（ 氏名 ）から重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

利用者署名欄

氏 名

利用者の家族（署名代理人）署名欄

氏 名

（続柄 ）

グループホーム宝南の家運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆたか福祉会が開設するグループホーム宝南の家(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)及び、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)の事業(以下「短期利用型」という。)は適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者及び計画作成担当者(以下介護従事者等という。)が、要介護(介護予防)状態にある認知症高齢者に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム宝南の家
- ② 所在地 名古屋市南区元塩町三丁目1-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員、計画作成担当者兼務)
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 介護従事者 6名以上
従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行う。
- ③ 計画作成担当者 1名(常勤職員、管理者と兼務)
計画作成担当者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- ④ 看護師 (訪問看護ステーションと業務委託)
利用者の健康管理を行い、24時間の連絡体制をとる。

(入所定員)

第5条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の定員は次のとおりとする。

9名(1ユニット 9名)

ただし、入院退居等で空室になった場合は、短期利用型として利用を行うこととする。

2 事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入居定員並びに居室の定員を超えて入居させないものとする。

(主たる対象者)

第6条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、要介護者であつて認知症のあるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 事業所は、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(入退居の記録の記載等)

第8条 事業所は、入居又は退居に際しては、当事業者の名称、入居又は退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

(受給資格の確認)

第10条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、有効期間等確かめる。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業所は、要介護認定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、要介護認定の申請の有無を確認後、申請が行われていない場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定の有効期間を考慮し、必要と認める時は、該当利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに、必要な援助を行う。

(サービスの提供の記録)

第12条 事業所は、サービスの提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録する。

(地域との連携など)

第13条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第14条 事業所は、介護サービス計画に基づき、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

2 事業所は、短期利用型を希望する者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)の事業の提供を行う場合には、その者が、短期利用型の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにする。

3 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の内容)

第15条 事業所が提案する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)の事業内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴(週3日)、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練(週6回)
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康チェック(毎日、体重測定は月1回)
- ⑤ 金銭管理の援助
- ⑥ 緊急時の対応
- ⑦ 夜間における支援

(認知症対応型共同生活介護計画の作成等)

第16条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。

1 計画作成担当者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した介護サービス計画を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他のサービスの連携を含めて介護サービス計画に位置付けるよう努める。

2 計画作成担当者は、第1項に規定する介護サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得る。

3 計画作成担当者は、介護サービス計画を作成した際には、介護サービス計画を利用者又はその家族に交付する。

4 計画作成担当者は、介護サービス計画作成後においても、介護サービス計画の実地状況の把握を行い、必要に応じて介護サービス計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する介護サービス計画の変更についても準ずる。

(利用者負担額等の受領)

第 17 条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に提示されている割合の額とする。

- ① 家賃 1か月(30日) 49,500円(1日 1,650円)
- ② 食材量費 朝食 250円、昼食 300円、夕食 650円、おやつ代 100円
- ③ 光熱水費 1日 650円、共益費 1日 200円
- ④ 理美容代は、実費を徴収する。
- ⑤ おむつ代は、実費を徴収する。
- ⑥ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- ⑦ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- ⑧ 事業所は、費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(入居に当たっての留意事項)

第 18 条 介護従事者等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 共同生活の規則はグループホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 家族及び訪問者の面会は9時～20時までとし、他の利用者の迷惑にならないようにする。
- ④ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護で入居されており、入院や退居等で空室になった場合、短期利用の利用希望があった際に関しては、利用者及び家族の同意のもと居室を使用し、短期利用型として使用する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 19 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 20 条 介護従事者等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は、あらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 21 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- ① 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- ② 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を設備する。
- ③ 虐待を防止するための従業員に対する研修の実地(年2回以上)
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置
- ⑥ 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第 23 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を設備し、それらを定期的に従業員に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 4 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(衛生管理等)

第 24 条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。(6カ月に1回以上)
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関)

第 25 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

医療機関または 連携施設名	住所	電話番号
医療法人名南会 名南病院	愛知県名古屋市中区南陽通5丁目1-3	052-691-3171
南医療生活協同組合 たから診療所	愛知県名古屋市中区北頭町2丁目	052-611-1880
訪問看護ステーション みなみ	名古屋市南区三吉町六丁目 25 番地おたがいさまの家 みなあん2階	052-612-9181
医療法人光焯会	愛知県名古屋市中区新道1丁目 21 番5号	052-526-4200

(揭示)

第 26 条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束)

第 27 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。(3 ヶ月に 1 回以上)

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持等)

第 28 条 従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その事業上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業所は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(情報の提供等)

第 29 条 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものと

しない。

(利益供与等の禁止)

第 30 条 事業所は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第 31 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関し、名古屋市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件に検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、名古屋市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を名古屋市に報告する。

(勤務体制の確保等)

第 32 条 事業所は、利用者の対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 事業所は、当事業所の従業者によってサービスを提供する。ただし、当事業所が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合を除く。

4 事業所は、従業者の資質の向上のために、研修(利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び認知症に関する理解を深めるために必要な研修を含む。)の機会を次のとおり設ける。

①採用時研修 採用後6ヶ月以内

②継続研修 年1回

(職場におけるハラスメントの防止)

第 33 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 34 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(会計の区分)

第 35 条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の業務の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 36 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第 37 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業者の管理者との協議に基づいて定める。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆたか福祉会が開設するグループホーム宝南の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

グループホーム 宝南の家のご紹介

重要事項説明書

この案内は、『グループホーム宝南の家』の利用にあたっての重要事項について書かれています。

事業者

事業者名称 社会福祉法人ゆたか福祉会
法人所在地 名古屋市南区泉楽通4丁目5番地3
代表者名 理事長 後藤 強
電話番号 (052) 698-7356
FAX (052) 698-7358

基本理念

『グループホーム宝南の家』は、認知症のある高齢者が、家庭的な雰囲気の中で共同生活することにより、入居者の皆さま一人ひとりが「自分ができること」の役割を持ち、自立した生活の中で生きることの喜びを得られるよう、支援いたします。『グループホーム宝南の家』は、高齢による認知症があっても、そのお一人おひとりの人権を大切にされた支援をいたします。

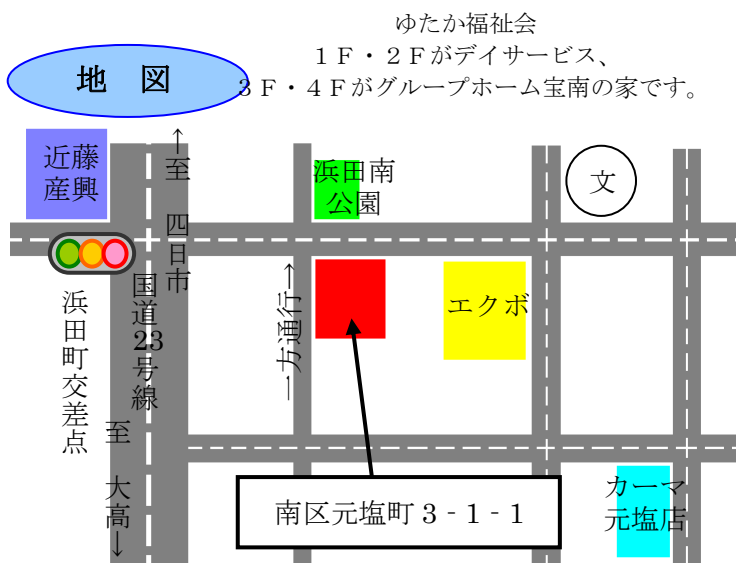
『グループホーム宝南の家』は、家族や地域住民とのつながりを大切にされた運営を行ないます。

ご利用施設

利用施設名 グループホーム宝南の家
所在地 名古屋市南区元塩町3-1-1
管理者名 松尾 陽子
電話番号 (052) 613-5081
FAX (052) 613-5083



地図



入居可能な方

- 介護保険の要介護認定者であって、中程度の認知症の状態にある方。
- 少人数による共同生活を営むこと、身の動作が自立している方。
- 自傷行為や暴力行為などない方。
- 常時医療機関等で治療の必要のない方。

以上、共同生活によるケアが求められる施設ですので、共同生活が困難な場合は退去となります。その際には、ご本人・ご家族に説明し、納得の上退居していただきます。



持ち物

入居の際に必要な持ち物 今お使いの物（茶碗、湯飲み、箸等）を持ってきていただくことをお勧めします。

- 布団・枕・毛布などの持ち込みも可能です。（ベッドは準備しています。）
 - 衣類の洗濯は行ないますが季節に合わせて、ご家族の方が衣類の入れ替え等行なっていただきます。
 - 箆笥（着替え等収納できるもの）
 - スリッパや洗面道具
 - お金は自分で管理できる方で、2万円まででお願いします。
- その他は相談に応じます。

利用料金

1

『介護保険適応分(1日)』
要支援 2…761 単位
要介護度 1…765 単位
要介護度 2…801 単位
要介護度 3…824 単位
要介護度 4…841 単位
要介護度 5…859 単位
(1単位 10.68円)
<その他加算>

2

『介護保険外利用料』

家賃 1日 1,650円

食事材料費 1日 1,300円

水道光熱費 1日 650円

その他経費 1日 200円

(エレベーター保守、リビング等共用区域の維持管理費)

× 30日

その月によって
異なります。

+

※ 物価等の上昇他で金額に変更がある場合は書面等にてお知らせいたします。

計算例

[要介護度 2] の利用者が 30日入居されると(入居月は別途加算があります)、

- (1) 855円 × 30日 = 25,650円 (要介護度 2 : 800 単位)
- (2) 39円 × 30日 = 1,170円 (医療連携加算 I : 37 単位)
- (3) 3円 × 30日 = 90円 (認知症専門ケア加算 : 3 単位)
- (4) 6円 × 30日 = 180円 (サービス提供体制加算 III : 6 単位)
- (5) 3,800円 × 30日 = 114,000円 (利用料)

処遇改善加算 II…1か月の所定単位 × 17.8% を乗じた単位数で算定されます。

科学的介護推進体制加算 毎月 42円

口腔衛生管理体制加算 毎月 30円

① + ② = 合計 141,120円 になります。

*その他、日常生活において必要になる費用、入居者の希望によるもの、理美容、おむつ代、嗜好品、レクリエーションに関わる費用は実費にて別途請求致します。

*新規に入居された場合、入居日から30日以内の期間は1日当たり30単位の初期加算料が必要となります。

*入院時費用…病院又は診療所への入院した場合、1ヶ月に6日を限度として所定の単位数に代えて1日246円かかります。

*看取りを望まれる方はその状況が見込まれた段階で改めて看取りに関する説明の確認後、同意書をお願いします。

申し込みにあたって

入居申し込みは、担当のケアマネージャーを通されるか、直接『グループホーム宝南の家』にお申し込み下さい。空き室がある場合に限りです。

職員より、応募者にご家族の方との面接のうえ、入居決定いたします。

介護認定を受けておられることが条件になりますが、認定されていない方は、介護支援事業所か区役所介護保険課にてご相談することをお勧めします。

グループホーム宝南の家 052-613-5081

その他

- 面会時間…午前9時から午後7時00分まで、ご自由に面会できます。
- 秘密の保持について…職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含んでおります。
- 事故発生時の対応について…サービス提供時に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかにご家族の方や市役所へ連絡します。
- 非常災害の対応について…非常災害を想定した避難訓練を1年に2度行ないます。
- 苦情相談窓口について…利用者と家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情を申し立てることができます。尚、苦情申し立て窓口は下記の通りです。

名称 ①グループホーム宝南の家（管理者）	TEL 052-613-5081
②ゆたか福祉会 法人本部（事務長）	TEL 052-698-7356
③居住地の市町村窓口（南区の場合は南区役所福祉課）	TEL 052-823-9414
④愛知県国民保険団体連合会（苦情専用）	TEL 052-971-4165
⑤名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課	TEL 052-959-3087
⑥愛知県社会福祉協議会	TEL 052-202-0167

事業所は、利用者と家族からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対応し改善に努めます。

職員体制

職員の種類	人数	資格
管理者 ・ 計画作成担当者	1名	介護支援専門員 介護福祉士 管理栄養士 栄養士
介護職	9名	介護福祉士 介護職員初任者研修 実務者研修 ヘルパー2級 他

協力医療機関

【 医療機関 】

- 医療法人名南会 名南病院
住所 名古屋市南区南陽通5丁目-1-3 電話 052-691-3171
- 南医療生活協同組合 たから診療所
住所 愛知県名古屋市南区北頭町2丁目 電話 052-611-1880
- 医療法人光焯会 フレンズデンタルクリニック
住所 愛知県名古屋市西区新道1丁目21番5 電話 052-526-4200
- 訪問看護ステーションみなみ
住所 名古屋市南区三吉町六丁目25番地おたがいさまの家みなあん2階
電話 052-612-9181

【 介護老人保健施設 】

- 医療法人名南会 名南介護老人保健施設かたらいの里
住所 名古屋市南区豊田五丁目15番18号 電話 052-691-8085

日課

食事と入浴、就寝の時間以外は、特に定めてはおりません。利用者の方に応じた個別の日課をもとに一日を過ごしていただきます。

暮らし

グループホームの目的は、共同生活の中でお一人お一人の能力が役割を通して発揮されることです。利用者の得意な役割を見つけ出し、スタッフとともに楽しい暮らし作りをめざします。

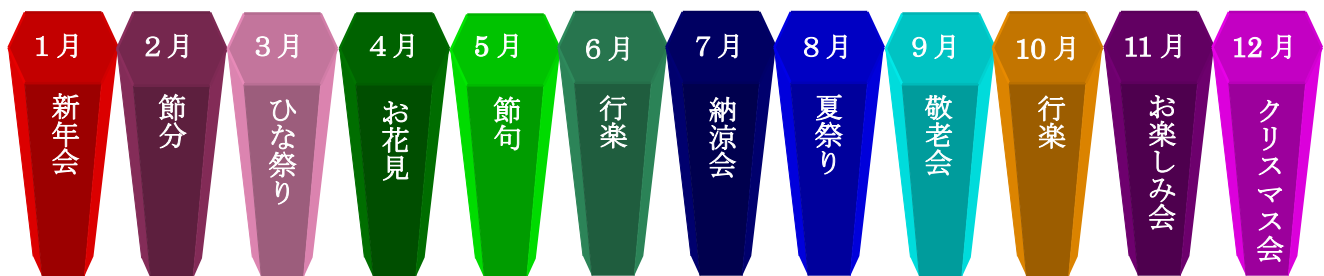
行事

グループホームの生活を豊かにするために、季節に応じた行事を行います。
ご家族の皆さまもぜひご参加ください。

家族会

入居者の様子や、ご家族の方からのご要望をお聞きし、よりよい施設運営のために、定期的に懇談会を開催します。

行事予定



● 運営推進会議

地域の役員、ご家族の代表、職員のメンバーによって構成される会議で、利用者の方達が地域の理解と支えの中で豊に生活をしていただくことが出来るよう、定期的に話し合いの場を設けています。

● 毎月のお知らせに利用者様の写真を掲載することについて同意されますか。

同意します

同意しません

私は、本書面により「グループホーム宝南の家」の職員（氏名 松尾 陽子 ）から重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

利用者署名欄

住所

氏名

利用者の家族（署名代理人）署名欄

住所

氏名

続柄

ケアサポート宝南 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆたか福祉会が開設するケアサポート宝南（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 ケアサポート宝南
- ② 所在地 名古屋市南区元塩町3丁目1番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤 介護支援専門員及び管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 4名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務 常勤専従職員3名）
2名（非常勤）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名（非常勤）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用料の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

- ② 使用する課題分析法の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1カ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満 200円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 500円

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市全域とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用継続の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆたか福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規定は平成23年10月1日より施行する。

附 則

この運営規定は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この運営規定は平成27年10月1日より施行する。

附 則

この運営規定は平成28年6月1日より施行する。

附 則

この運営規定は平成30年8月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和2年7月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和3年4月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和3年5月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和3年8月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和4年4月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和5年4月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和6年4月1日より施行する。

附 則

この運営規定は令和7年3月1日より施行する。

ケアサポート宝南居宅介護支援/介護予防支援サービスのご紹介（重要事項説明書）

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人ゆたか福祉会 ケアサポート宝南
代表者名	理事長 後藤 強
所在地	名古屋市南区元塩町三丁目1番地の1
電話番号	052-613-6055
電話番号(営業時間外)	080-4749-4407
FAX番号	052-613-7196
指定年月日	2016/10/1(居宅介護支援) 2024/4/1(介護予防支援)
介護保険指定番号	2371201753
通常のサービス提供地域	名古屋市全域

(2) 職員体制

職種	人数	資格
管理者	1名 常勤職員	主任介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士
介護支援専門員	4名 常勤職員 2名 非常勤職員	主任介護支援専門員・介護支援専門員・看護師・介護福祉士 社会福祉士
事務員	1名 常勤職員	介護福祉士

(3) 営業日・営業時間

営業日	月～金（12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

2、ご利用申し込みから介護サービスまでの主な流れ

- ①申し込み : 電話で、又は直接事業所窓口へ
↓
- ②状態の把握 : 担当のケアマネージャーがご自宅へお伺いします。
(アセスメント) ご本人の身体状態に合わせ、ご本人やご家族の希望をお聞きます。
↓
- ③居宅サービス計画 : ご本人やご家族の希望を取り入れ、いつ、どのようなサービスを何回
の検討 利用するのか等を検討し、公正中立な立場で事業者の選定を行います。
(サービス事業者は自由にお選びいただけます。)
↓ ※複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
↓ ※居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を
↓ 求めることができます。
介護保険外のサービスも必要に応じ、ご紹介させていただきます。
- ④サービス担当者へ : サービス提供事業者との検討・連絡調整を行ないます。
の依頼・調整 必要に応じてサービス担当者会議を開催いたします。
↓
- ⑤居宅サービス計画 : 立案した居宅サービス計画の内容を説明させていただき、
作成と合意 目標やサービスの種類・利用料等、ご希望に沿っているか確認いたします。
↓
- ⑥サービスの実施 : 居宅サービス計画に基づいて、サービス利用票・別表を作成し
内容に同意いただき、サービスが、開始されます。
各サービスは、負担割合証の掲載された割合でご利用頂けます。
- ⑦サービスの評価 : 利用者様の状態やサービス提供状況、満足度についての評価をするため、
定期的に訪問をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

3、介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) 利用者様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当のケアマネージャーにご連絡下さい。サービス利用については介護区分や加算によって費用が変わる場合があります。ご連絡がないと、負担割合証の負担でのご利用ができなくなる場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や、住所変更される場合などは、早急に、担当のケアマネージャーにご連絡下さい。

4、利用料金及び費用

(1) 利用料

○ケアプラン作成にかかる費用は、介護保険制度から**全額保険給付**されますので、

利用者様のご負担はありません。

○ただし、保険料の滞納等により、保険給付されない場合があります。

介護支援専門員1人当たりの利用者数40未満	
※ 居宅介護支援費Ⅰ（要介護1・2）	1,086単位
※ 居宅介護支援費Ⅰ（要介護3～5）	1,411単位
要介護度による区分なし	
※ 初回加算	300単位（新規作成時、2区分変更による作成時）
※ 入院時情報連携加算Ⅰ	250単位（入院日～1日以内に病院等への情報提供時）
※ 入院時情報連携加算Ⅱ	200単位（入院日～3日以内に病院等への情報提供時）
※ 退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位（①入院中に病院等職員と面談を行い
※ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位（必要な情報を得るための連携を行い
※ 退院・退所加算（Ⅰ）イ	600単位（計画を作成した場合
※ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位（②連携回数やカンファレンス回数による）
※ 退院・退所加算（Ⅲ）	900単位
※ 通院時情報連携加算	50単位（1月につき）
※ 特定事業所加算Ⅱ	421単位（1月につき）
※ ターミナルマネジメント加算	400単位（在宅死亡の末期悪性腫瘍の利用者に対し）
要支援による区分なし（いきいき支援センターからの委託費）	
※ 初回加算	2,738円（新規作成時）
※ 介護予防支援・第1号介護予防支援事業費	3,926円（月額）
※ 委託連携加算	2,983円（月額）
介護予防支援(直接契約)	
※ 初回加算	3,000円（新規作成時）
※ 介護予防支援費	4,720円（月額）介護保険予防給付

(2) 交通費

前記1（1）の通常のサービスの提供地域にお住まいの利用者様は基本的に無料です。

通常のサービス提供地域外にお住まいの場合は別途下記料金をいただくことがあります。

①5kmから10kmまでは200円。②10km以上は500円

(3) その他の料金

要介護認定の更新をする時など、**区役所への申請手続きの代行ができますが**、
ご利用者様の費用負担は、一切ありません。

5、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 32%

通所介護 29%

地域密着型通所介護 10%

福祉用具貸与 23%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーSTわたぼうし 14%	ケアリッツ新瑞橋 11%	ヘルパーSぬくもり 9%
通所介護	デイサービス宝南 31%	ケアパートナー笠寺 11%	デイサービス三條 9%
地域密着型通所介護	デイサービスぬくもり 30%	悠々ハウス笠寺 19%	上浜乃湯デイサービス11%
福祉用具貸与	ニック 19%	近藤産興 13%	フランスベッド 13%

6、サービス内容に関する苦情

ご相談や苦情、及び「サービス利用票」に基づいて提供した

サービスに関するご相談や苦情は、当事業所の相談窓口へ遠慮なくご連絡下さい。

相談窓口（052）613-6055 担当者 岡山 加代子

(2) 当事業所以外に、市町村や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

南区役所介護福祉課 (052) 823-9415

緑区役所介護福祉課 (052) 625-3964

国民健康保険団体連合会 (052) 971-4165

愛知県社会福祉協議会 (052) 202-0167

(3) サービスにご満足いただけない場合、**利用者様はいつでも担当者の交代、または居宅介護支援事業所の変更ができます。**

7、 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援/介護予防支援の提供時に、利用者様に事故が発生した場合には速やかにご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。また市町村へも報告をいたします。

居宅介護支援/介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面について重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	〒457-0823 名古屋市南区元塩町三丁目1番地の1
	名称	ケアサポート宝南
	説明者	

生活サポートセンター名倉「指定居宅介護支援事業所」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆたか福祉会が開設する生活支援センター名倉（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供するように配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 生活サポートセンター名倉
- (2) 所在地 愛知県北設楽郡設楽町東納庫字松山6番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日、12月30日から翌年1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時とする。ただし、携帯電話等により24時間常時連絡が

可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を超えた地点から、片道おおむね5km未満 200円
- (2) 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km以上 500円

3 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、設楽町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに東三河広域連合及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第9条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により東三河広域連合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び東三河広域連合が行う調査に協力するとともに、東三河広域連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」

及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を年1回実施する。
- (4) 上記(1)～(3)までを適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを東三河広域連合に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講

ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆたか福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成25年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

「生活サポートセンター名倉」重要事項説明書 (指定居宅介護支援)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東三河広域連合指定 第2376300386号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業者の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの提供に関する留意事項について.....	6
7. 秘密保持と個人情報の保護について.....	7
8. 苦情の受付について.....	8
9. 事故が発生した場合の対応について.....	8
10. 虐待防止への取り組みについて.....	8
11. 業務継続計画の策定について.....	8
12. 感染症の予防及びまん延の防止の取り組みについて.....	8
13. 身体的拘束等の原則禁止.....	8
14. 医療との連携.....	9

1. 事業者

- (1) 事業所名 生活サポートセンター名倉
(2) 事業者所在地 愛知県北設楽郡設楽町東納庫字松山6番地3
(3) 電話番号 0536-65-0372
(4) 管理者氏名 篠原 和子

2. 事業者の概要

- (1) 事業者の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法の趣旨に従い、契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
(3) 事業所の名称 生活サポートセンター名倉 ・平成25年6月1日指定
愛知県23763000386号
(4) 事業所の所在地 愛知県北設楽郡設楽町東納庫字松山6番地3
(5) 電話番号 0536-65-0372 FAX 0536-65-0280
(6) 開設年月 平成25年6月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 設楽町全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金	9時00分～5時00分
受付時間	月～金	9時00分～5時00分
サービス提供時間帯	月～金	9時00分～5時00分

但し、営業日は、8月13日から8月15日、12月30日から翌年1月3日までの日を除く。営業時間は、携帯電話等により24時間連絡が可能な体制とします。

4. 職員の体制

事業者では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	
2. 介護支援専門員	2		2	2名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週38.75時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（7.75時間×5日÷38.75時間＝1名）となります。

5. 事業者が提供するサービスと利用料金

事業者では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

事業者が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

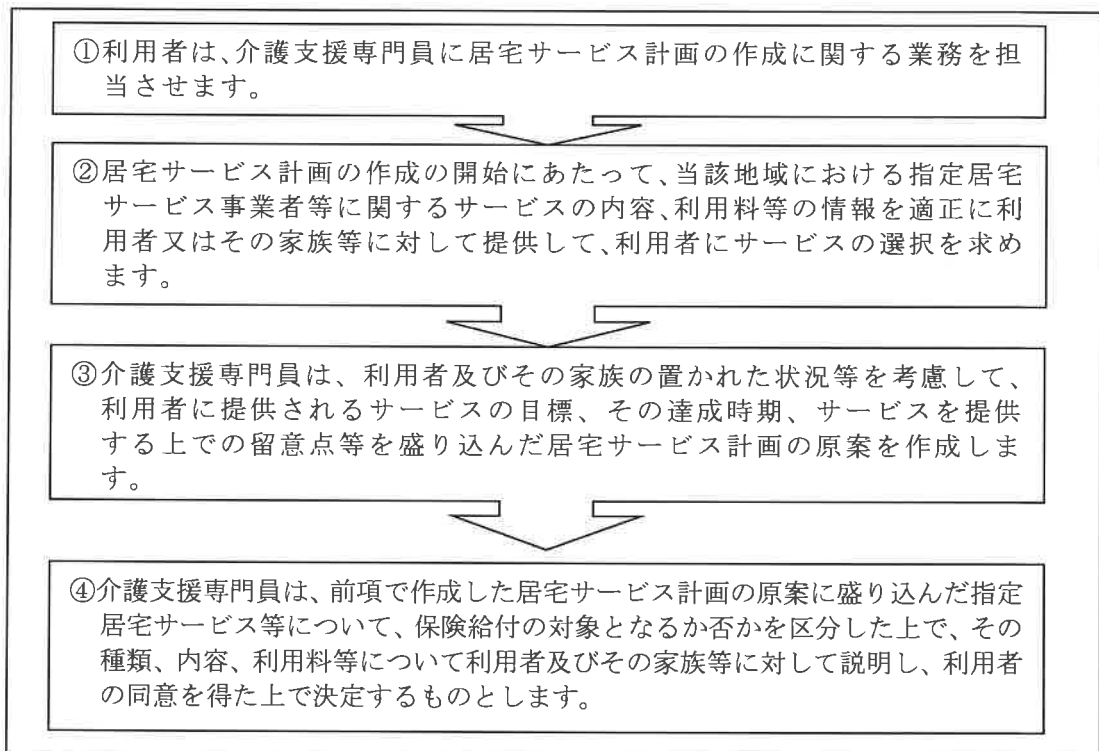
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）*

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の

変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

① 基本単位（居宅介護支援Ⅰ）

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
Ⅰ	(i) 取り扱い件数 45 件未満	1, 0 8 6 単位/月	1, 4 1 1 単位/月
	(ii) 取り扱い件数 45 件～60 件未満	5 4 4 単位/月	7 0 4 単位/月
	(iii) 取り扱い件数 60 件以上	3 2 6 単位/月	4 2 2 単位/月

※ 1 特別地域居宅介護支援加算：所定単位数を100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算

※ 2 サービスごと、地域ごとによる加算：設楽町は、7級地のため10.21円の単価とする

※ 3 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする。

※ 5 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、基本単位数の50%に減算となります。

- ※ 6 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、基本単位数より200単位を減算となります。

② 初回加算

状況	要介護1・2・3・4・5
初回時	300単位/月

※算定要件

新規に居宅サービス計画を作成した場合

③ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

※対象利用者

末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

※算定要件

- ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
- ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施
- ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供

④ 入院時情報連携加算

(1) 入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位

(2) 入院時情報連携加算（Ⅱ）200単位

※算定要件

(1) 入院時情報連携加算（Ⅰ）

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること

(ア) 入院時情報連携加算（Ⅱ）

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること

⑤ 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

※算定要件

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・

退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。

ただし「連携3回」算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

また、初回加算との同時算定不可

⑥ 通院時情報連携加算

要介護1・2・3・4・5
50単位/月1回限度

※算定要件

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合は、利用者1人につき1月1回を限度として所定単位数を加算する。

6. サービスの提供に関する留意事項について

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) サービス提供に関する留意事項について

①利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

②サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の

住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- ③ 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行えるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ④ 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることと退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。

(4) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ② 前 6 か月前に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合（上位 3 位まで）

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に対する秘密の保持について

- ① 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は、本契約の終了した後も継続します。
- ② 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、雇用期間及び退職後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 苦情の受付

事業者に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 篠原 和子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
- 電話番号 0 5 3 6 - 6 5 - 0 3 7 2

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東三河広域連合	所在地 電話番号 受付時間	愛知県豊橋市八町通二丁目 16 番地 0 5 3 2 - 2 6 - 8 4 7 0 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号 0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5 午前 9 時～午後 5 時
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	名古屋市中区丸の内 2 丁目 4 - 7 0 5 2 - 2 0 2 - 0 1 6 7 午前 9 時～午後 5 時

9. 事故が発生した場合の対応について

居宅介護支援の提供時に、利用者に事故が発生した場合には速やかにご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。また保険者へも報告をいたします。

10. 虐待防止への取り組みについて

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

虐待防止に関する担当者：篠原和子

11. 業務継続計画の策定について

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

12. 感染症の予防及びまん延の防止の取り組みについて

感染症の発生及びまん延を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、担当者を配置して取り組みます

感染症防止に関する担当者：

13. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

(お渡しした名刺等をご提示ください)

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

令和 年 月 日

事業者は、利用者への居宅介護支援の提供会議に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置付けた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

【事業者】

所在地：愛知県北設楽郡設楽町東納庫字松山6番の3

法人名：社会福祉法人 ゆたか福祉会

代表者名：理事長 後藤 強

事業所名：生活サポートセンター名倉

説明者氏名：

私は、サービス提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意しました。

ご利用者 住所

氏名

法定代理人 住所

氏名

ご利用者家族 住所

氏名

続柄

個人情報に関する使用同意書

生活サポートセンター名倉 殿

私（利用者）、及びその家族の個人情報について、生活サポートセンター名倉が下記の第三者に対して、下記の個人情報を必要な範囲で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従って下記の目的で当該個人情報を使用することに同意します。

1、利用目的

- ・介護サービス計画作成、サービス担当者会議、関係者・事業者間での連絡調整において必要な場合
- ・介護保険施設等への入所に伴う情報提供が必要な場合
- ・事故発生時における関係機関への情報提供や報告が必要な場合
- ・介護支援専門員実務研修における実習生の受け入れに使用する場合
- ・その他本人の状況に応じた適切な介護保険及び高齢者保健福祉サービスの提供に必要な場合

2、提供する第三者

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医、その他介護保険及び高齢者保健福祉サービスに係る関係者

3、提供する個人情報

アセスメントシート、要介護認定又は要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、利用者基本情報、基本チェックリスト、基本健康診査結果、介護サービス計画書等の個人に関する記録

3、使用する期間

契約書で定める期間

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

家族の代表 住所

氏名

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって署名を代筆しました。

署名代筆者 住所

氏名